

(1) 美容所の自主管理点検について

お店の経営戦略の最重要課題に、新しい利用者の発掘、もう一つは利用者に再度の利用を促すことがあると考えられます。この課題の実現のためには従事者の技術や接客態度の向上も必要ですが、お店が清潔で明るく安心して身をまかせられるような施設でなければなりません。それにはお店の衛生について十分に管理、つまり自主管理がされていなければなりません。たとえばあなたのお店では、はさみやくし、タオルが清潔か、従事者の身だしなみはよいか、施設として見た目もきれいいかなど、定期的に、また必要なときに点検しているか。なぜ自主管理をするのか常に考えながら、改善点や注意点を適宜付け加えたり削除して、そのお店に最も合った点検票を作り、実施していくことが大切です。

(2) 自主管理点検票の点検項目について

【1 採光・照明・換気】

- 適切な採光、照明、換気を行っているか。

照明器具は、定期的に清掃しましょう。

最近の建物は気密性がよくなり自然には換気されにくくなっています。また燃焼器具等を使用していないなくても、人の呼吸や整髪料・スプレーの使用で室内の空気は汚れがちです。換気扇をまわしたり、1時間に1~2回ほど窓を開けたりして換気をしましょう。室内の対角線の位置に空気の出入り口があると効果的です。



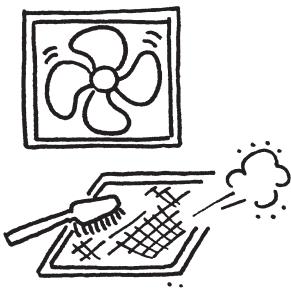
【2 施設の清潔】

- 施設内は毎日清掃し、設備は、常に清潔にしているか。

床などの毛髪は、一客ごとに清掃し、ふた付きの容器に集めます。また、洗髪器や客の皮膚に接しない器具で一客ごとに汚染するものは、常に清潔に保つようにしましょう。

便所も毎日清掃し、臭気がないよう清潔に保ちましょう。

施設内には、みだりに犬・猫等の動物を入れないようにしてください。
(盲導犬・介助犬等は除く)



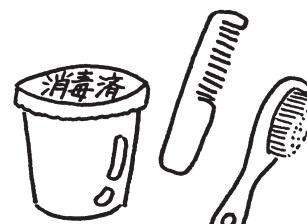
【3 消毒薬】

- 消毒薬の取替え状況は適正か。

次亜塩素酸ナトリウムは毎日、エタノール消毒薬は蒸発や汚れの程度により7日以内に取り替えましょう。

薄めて作った消毒液は1日1回以上、それ以外のものは1週間に1回以上取り替えます。また、その期限以内でも液が汚れたら取り替えます。消毒液は使用期限内のものを使いましょう。

消毒用エタノールのように火気厳禁の消毒薬もあるので、取扱い・保管に注意してください。また、消毒液はすぐに取り替えられるように、取り出しやすく、かつ安全な場所に保管しましょう。



【4 器具】

- 消毒済みの器具は、使用済みのものと区別して清潔に保管しているか。

消毒済みの器具は未消毒の器具と一緒にあれば、消毒した意味がありません。消毒済み器具の保管容器に毛髪等がついていないように注意してください。

ださい。また、利用者に、消毒済みの表示がある毛髪のついていない清潔なトレー等で器具を持ってくるようなアピールが大切です。

【5 消毒方法】

- ・皮膚に接する器具は、一客ごとに次のいずれかの方法で洗浄・消毒を行っているか。

① かみそり及び血液が付着している器具又はその疑いのある器具の消毒

*家庭用洗剤を使用して汚れを落とした後に十分な流水で洗浄する。

- ① 沸騰後2分間以上煮沸
- ② エタノール水溶液（76.9～81.4%）に10分以上浸す
- ③ 次亜塩素酸ナトリウム水溶液（0.1%）に10分以上浸す

② ①以外の皮膚に接する器具の消毒

*よく洗浄する。

- ① 紫外線照射20分以上
 - ② 沸騰後2分以上煮沸
 - ③ 80度以上の蒸気に10分以上さらす
 - ④ エタノール水溶液（76.9～81.4%）に10分以上浸すか、エタノール水溶液を含ませた綿等で拭く
 - ⑤ 次亜塩素酸ナトリウム水溶液（0.01%）に10分以上浸す
 - ⑥ 逆性石けん水溶液（0.1%）に10分以上浸す
 - ⑦ グルコン酸クロルヘキシジン水溶液（0.05%）に10分以上浸す
 - ⑧ 両性界面活性剤水溶液（0.1%）に10分以上浸す
- かみそり・はさみ・くし・ヘアーブラシなどは、一客ごとに洗浄し、適正に消毒されたものを使用しましょう。

器具の汚れを落とさないで消毒液に浸した場合、消毒効果は低くなります。消毒前には洗剤等をつけたスポンジで器具の表面をこすり、十分な流水で洗浄します。特に血液は時間とともに落ちにくくなるので、血液がついた器具は直ちに洗浄しましょう。

規則で定められた消毒方法は複数あり、それぞれ特徴があります。器具の種類にあわせた消毒方法を選択する必要があります。

（各消毒方法の特徴と注意点）

・沸騰後2分間以上煮沸（①—①、②—②）

熱に弱いくし等の器具類は煮沸消毒に向きません。また煮沸消毒に使用した水は適宜取り替えましょう。

・エタノール水溶液（76.9～81.4%）に10分以上浸す（①—②）

・エタノール水溶液（76.9～81.4%）に10分以上浸すか、エタノール水溶液を含ませた綿等で拭く（②—④）

消毒用エタノールは薄めずにそのまま使用します。無水エタノールを使用する場合は消毒用エタノールの濃度と同じにして使用します。

はさみやコーム等は血液が付着していないければ、消毒用エタノールを染みこませた綿やガーゼで表面を拭くことで消毒できます。形が複雑なブラシ等の器具の表面はガーゼ等で拭き取ることが困難なため、これらの器具は浸け込む消毒方法が適しています。

・次亜塩素酸ナトリウム水溶液（0.1%）に10分以上浸す（①—③）

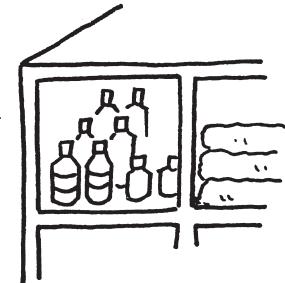
・次亜塩素酸ナトリウム水溶液（0.01%）に10分以上浸す（②—⑤）

金属製の器具は次亜塩素酸ナトリウム水溶液に浸しそぎると鏽びる可能性があるので注意してください。また色物のタオル等の消毒には、次亜塩素酸ナトリウム水溶液に漂白作用があるので不向きです。

消毒液の濃度が薄ければ、必要な消毒効果を得ることができません。濃すぎる場合は無駄なばかりでなく、大切な器具を傷めるおそれがあります。メスシリンダー等の計量器具を使用して適正な濃度の消毒液を作りましょう。

・紫外線照射20分以上（②-①）

ブラシ等の形が複雑な器具は、紫外線が当たらない影の部分ができるため消毒が不十分になります。消毒できる器具は分解したはさみやくし等に限られます。これらの器具も重ねて入れれば、紫外線の当たらない部分ができるので注意します。



・80度以上の蒸気に10分以上さらす（②-③）

熱に弱いプラスチック等の器具類は蒸し器での消毒に向きません。タオル等は表面だけでなく内部も80°C以上になるように注意します。

・逆性石けん水溶液（0.1%）に10分以上浸す（②-⑥）

・グルコン酸クロルヘキシジン水溶液（0.05%）に10分以上浸す（②-⑦）

・両性界面活性剤水溶液（0.1%）に10分以上浸す（②-⑧）

消毒液の濃度が薄ければ、必要な消毒効果を得ることができません。濃すぎる場合は無駄なばかりでなく、大切な器具を傷めるおそれがあります。メスシリンダー等の計量器具を使用して適正な濃度の消毒液を作りましょう。

【6 布片類】

・客用の布片は、清潔に保ち、一客ごと取り替えているか。

タオル、ネットペーパー等は、清潔なものを使用し、一客ごとに取替えましょう。

【7 作業室の区画】

・作業室と待合場所の区別は、明確にされているか。

作業室に作業中の客以外の者をみだりに出入させないために、作業室と作業前の客を待機させる待合場所は明確に区画します。

【8 着衣・マスク】

・清潔な作業衣、マスク等を着用しているか。

白色その他汚れの目立ちやすい色の清潔な作業衣を着用します。また、顔面作業を行うときは、マスクを使用しましょう。

【9 従事者の健康】

・開設者及び管理美容師は、常に従事者の健康管理に注意しているか。

定期的に健康診断を受けさせるなど従事者の健康に気を配り、伝染するおそれのある疾患に感染している者が業務に従事しないよう注意しましょう。

【10 届出】

・従業員や施設の構造設備等に変更があった場合、保健所長に届出を行っているか。

開設者は、届出事項に変更があったときは、速やかに保健所長に届け出ることが必要です。



(1) 従事者に関する事項

多くの人が利用する環境衛生関係営業においては、従事者は常に健康や清潔に気を配ることが必要です。感染症などの疾病には特に注意が求められます。その他定期的な研修や講習会の受講が必要な場合もあります。そこで、次のような点について点検を行いましょう。

① 従事者は定期的に健康診断を受けているか。

1年に1回以上健康診断を受けることが望されます。

② 伝染性の疾病にかかっている者又は疑いのある者が業務に従事していないか。

結核等人から人へ感染する疾病は自らが感染していることがわからないことが多い、従事者間や場合によっては利用者に二次感染させてしまうおそれもあります。

健康診断等で早期発見に努め、疾病にかかったら早めに治療するようにしましょう。伝染するおそれのある皮膚疾患にかかっている場合は、業務に従事せず早めに治療するように努めましょう。

③ 清潔な衣服、白衣などを着用しているか。

また、身の回りの清潔に気を配り、利用者に対し気持ちよいサービスを提供するようにしましょう。

④ 定期的な研修や講習会の受講はしているか。

定められた研修や講習会は必ず受講するようにしましょう。

(2) 定められた保健所への届出は、きちんと行っているか。

それぞれの営業について、法令により必要な届出が義務づけられています。これらについて日頃から十分認識し、変更事項等が生じたときは遅滞なく保健所へ届けなければなりません。定期的に点検しましょう。

① 管理者・従事者に関する事項

管理者・従事者に変更などが生じたときは速やかに届け出ることが必要です。

② 構造設備に変更が生じた場合

それぞれの業種よって内容は異なりますが、構造設備に変更があったときは速やかに届け出ることが必要です。大規模な変更の場合には許可自体に影響を及ぼすこともありますので、事前に保健所に相談するようにしましょう。

(3) その他の関係機関への届出もきちんと行っているか。

建築部局（例、特殊建築物定期報告）や消防署（例、防火管理者の届出、消防設備点検報告）などの関係機関に届け出ることが必要な事項もあります。これらについても十分認識し、遅滞なく届け出るようにしましょう。

このパンフレットに対する御質問は、東京都福祉保健局健康安全室環境衛生課（電話：03-5320-4385）にお問い合わせください。

（発行）東京都福祉保健局健康安全室 電話03(5320)4385

（編集）（社）東京都環境衛生協会 電話03(3442)3611

（印刷）有限会社 明光印刷 電話03(3959)7541

発行 平成17年11月 登録番号(17)第250号



1ABD0

